

あて先 中央区長

令和 年 月 日請求

戸籍に関する証明書交付請求書

① 窓口に来たあなた（請求者）のお名前、生年月日等をご記入ください。

フリガナ	生年月日	大	昭	平	令	西	暦
氏 名	年	月	日				
住 所	電話	-	-				

② 差し支えない範囲で、どなたの戸籍を何のために必要か教えてください。

※最近、戸籍の届出を出された方については、最新の情報を反映していない場合があります。

- パスポート申請 公的年金の手続き
 相続の手続き（亡くなられた方の氏名： あなたとの関係： ）
 必要な戸籍：（ ）の 出生から死亡まで / 死亡時のみ
 その他

[Empty box for additional information]

③ 請求する戸籍がお分かりの方は以下の項目を記載してください。

※本籍の表示が不明な場合は、交付できない場合があります。特に、本籍が中央区でない方は、
詳細な表示が分からないと検索できないため、受付することができませんので、ご了承ください。

本 籍	フリガナ	
	筆頭者の 名前	
フリガナ	生年月日	明 大 昭 平 令 西 暦
氏 名	<input type="checkbox"/> 上記の請求者と同じ	年 月 日

- ①の方との関係 本人 配偶者 父母 子 同籍者 祖父母（父方・母方） 孫
 その他（ ） 委任状 有 ・ 無

④ 証明書の種別がお分かりの方は、以下の番号に○をつけ、必要な通数を記入してください。

※もし分からない方は、受付で詳しくお話を伺いますので、○をつけなくても結構です。

	金額	通数
1 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） 中央区・中央区外	450円	通
2 除籍全部事項証明書 中央区・中央区外	750円	通
3 除籍謄本・改製原戸籍謄本等 中央区・中央区外	750円	通

以下の証明書は、本籍が中央区の方に限って交付できます。

4 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）	450円	通
5 身分証明書	300円	通
6 不在籍証明書	300円	通
7 独身証明書	300円	通
8 戸籍の附票の写し（全部／一部）本籍・筆頭者氏名の記載 <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要 証明が必要な住所があれば教えてください。（ ）	300円	通

以下の証明書は、中央区で届出をしたなど、条件に該当する方に交付できます。

9 受理証明書（ 年 月 日）に届出した（ ）届	350円	通
10 その他の証明書（届書記載事項証明書、届書等情報証明書、廃棄証明など） ※受付時に詳しいお話を聞かせてください。		通

本人確認 (職員使用欄)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> マイナンバーカード	受付	作成	確認
	<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> その他			
手数料	有料（ 通 円） 無料（ 通）	:	:	:

請求に当たっての注意事項

1. 請求の理由の記載について(本人等以外の方が請求する場合)

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。
また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2. 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合や、必要な戸籍に記載されている方と請求者の関係が本区で確認できない場合には、資料の提供を求められることがあります。

3. 戸籍個人事項証明について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。

4. 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。

5. 本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

6. 権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限または使用者の権限を証明する書類が必要です。

7. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。